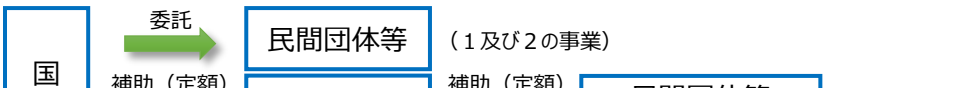


21 合理的な価格の形成

【令和7年度予算概算決定額 52（30）百万円】
（令和6年度補正予算額 600百万円）

<対策のポイント>
原材料価格やエネルギーコストの上昇等による**食品の生産・製造・流通コストの上昇分の円滑な価格転嫁等**に向けて、**合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みの構築や消費者への理解醸成**を図る関係者の取組を後押しします。

<事業目標>
消費者等の理解醸成を図り、関係者が価格転嫁を進めやすい環境を整備

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. 合理的な価格形成に向けたコスト等に関する調査 ① 食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みの構築に向け、コスト指標の作成や消費者の理解醸成を促進するため、農産物や食品を対象に、食料システムの各段階のコスト構造や取引価格の調査等を行います。 ② コストの上昇分の価格転嫁の状況、価格交渉や契約における課題等について、食料システムの関係者を対象に、取引実態調査等を行います。 2. 消費者等の理解醸成のための広報 円滑な価格転嫁に向けて、食料の生産・製造・流通に関わる実態や、コスト構造及びその背景事情等について情報発信し、消費者や事業者の理解醸成を図ります。 3. コスト指標の活用等に関する実証 ① コスト指標の活用に関する実証 コスト指標を活用した取引を定着させるため、コスト指標の作成やその活用方法等の検討・実証を支援します。 ② 食品事業者等による消費者の理解増進に関する実証 コスト上昇の背景等への消費者の理解促進のために、食品事業者等が行う情報発信による購買行動の変化の検証等を支援します。	1 合理的な価格形成に向けたコスト等に関する調査  ① コスト構造や取引価格の調査等 ② 価格転嫁状況等の取引実態調査等 2 消費者等の理解醸成のための広報  食料の生産・製造・流通に関わる実態や、コスト構造及びその背景事情等の情報発信
<事業の流れ>  <pre>graph LR; A[国] -- 委託 --> B[民間団体等 (1及び2の事業)]; A -- 補助(定額) --> C[民間団体等]; B -- 補助(定額) --> D[民間団体等 (食品事業者等) (3の事業)];</pre>	3 コスト指標の活用等に関する実証 ① コスト指標の作成やその活用方法等の検討・検証  ② 食品事業者等が行う情報発信による購買行動の変化の検証等 <情報発信> <検証> 

22 物流革新に向けた取組の推進

<対策のポイント>

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト等の取組、物流の効率化等に必要な設備・機器等の導入、中継共同物流拠点の整備等を支援します。

<政策目標>

物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

<事業の全体像>

1. 持続可能な食品等流通対策事業【120（150）百万円】 物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト等の取組や物流の効率化等に必要な設備・機器等の導入を支援します。	4. 持続可能な食品等流通緊急対策事業 （令和6年度補正予算額2,973百万円） ① 物流生産性向上推進事業 物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入を支援します。また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。 ② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業 中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要な中継共同物流拠点の整備を支援します。
2. 強い農業づくり総合支援交付金【11,952（12,052）百万円の内数】 産地の集出荷体制の合理化に必要な集出荷貯蔵施設等の整備や、パレットの規格統一化に対応したパレタイザー導入に係る施設の改修等を支援します。また、物流の効率化に資する卸売市場、共同物流拠点の整備・機能強化を支援します。	（関連事業）国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業 （令和6年度補正予算額630百万円の内数） 国産野菜のサプライチェーン連携強化のため、複数産地と実需者が連携して行う合理化の取組について、生育予測システムや集出荷システムの導入、システム連携、電子タグ付き大型コンテナのリース導入等の実証経費を支援します。
3. 持続的生産強化対策事業【14,192（14,753）百万円の内数】 ① 時代を拓く園芸産地づくり支援 加工・業務用野菜産地における物流合理化に資する大型コンテナの導入や予冷庫の利用等、新たな生産・流通体系の構築等を支援します。 ② ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 花き流通の効率化に資する標準規格のパレット・台車等の導入、受発注データのデジタル化、その他効率的な流通体制の確立に資する検討や実証試験の実施等を支援します。	

【お問い合わせ先】

（1、2の一部、4）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課（03-6744-2389）

（2の一部）農産局総務課生産推進室（03-3502-5945）

（3、関連事業）園芸作物課（03-6744-2113）

22ー 1 物流革新に向けた取組の推進のうち
持続可能な食品等流通総合対策

【令和7年度予算概算決定額 120（150）百万円】
（令和6年度補正予算額 2,973百万円）

＜対策のポイント＞

我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという課題に対処するため、多様な関係者が一体となって取り組む、①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入、③中継共同物流拠点の整備の支援等を行うことにより、遠隔産地の負担軽減を進めるとともに、若手や女性トラックドライバーも継続的に従事可能な農林水産品・食品の流通網を構築し、将来にわたって持続可能な食品流通を実現します。

＜事業目標＞

物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

＜事業の内容＞

1. 持続可能な食品等流通対策事業 120（150）百万円

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト等の取組や物流の効率化等に必要な設備・機器等の導入を支援します。

2. 持続可能な食品等流通緊急対策事業【令和6年度補正予算額】2,973百万円

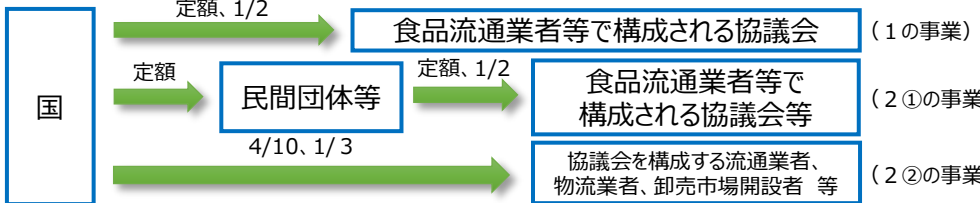
① 物流生産性向上推進事業 973 百万円

物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入を支援します。また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業 2,000百万円

中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

流通関係者による協議会

産地 卸売業者 小売業者 物流事業者 ITベンダー 等

補助事業を活用した実装、設備・機器等導入、施設整備

＜実装支援＞

標準仕様パレットでの輸送

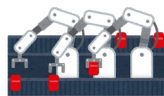


モーダルシフト



＜設備・機器等の導入支援＞

パレタイザー



クランプフォークリフト



＜中継共同物流拠点の整備＞

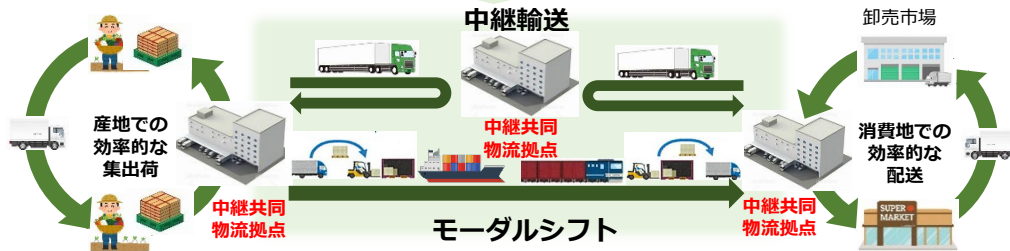
大型車に対応したトラックバース



コールドチェーン確保のための冷蔵設備



新たな食品流通網の構築



【お問い合わせ先】（1、2の①事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（03-6744-2389）
（2の②事業）食品流通課卸売市場室（03-6744-2059）

<対策のポイント>

卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援します。

<事業目標>

○ 物流の効率化に取り組む地域を拡大

○ 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 卸売市場施設整備

生鮮食料品等の流通の確保のための機能の高度化、輸出拡大、防災・減災対策を実現するため、

① 物流の効率化・自動化・省力化

② 共同輸配送等に対応する物流機能の強化

③ デジタル化・データ連携の強化

④ 品質・衛生管理の高度化

⑤ 分荷機能の強化

⑥ 輸出先国までのコールドチェーン・衛生管理基準の確保

⑦ 災害時の物資調達・供給拠点機能の強化

等に資する卸売市場施設の整備を支援します。

2. 共同物流拠点施設整備

物流効率化やCO2排出削減に資する共同配送・モーダルシフトのためのストックポイント等の共同物流拠点施設の整備を支援します。

<事業の流れ>

国 → 都道府県 → 卸売市場開設者等

交付（定額） 4/10、1/3以内

<事業イメージ>

1. 卸売市場施設整備

全天候型で、左右どちらにも荷下ろし可能な中央通路

外気の影響を受けないドックシェルター

需要に対応した大小の定温施設

データ連携・デジタル化による業務の改善

自動搬送装置

加工処理施設

非常用電源

2. 共同物流拠点施設整備

産地 → 産地 → 産地 → 産地 → 産地 → 産地

共同物流拠点

航空輸送

鉄道輸送

トラック輸送

海上輸送

23 経済的に困窮している者、買物困難者の食品アクセスの確保

【令和7年度予算概算決定額 244（250）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 1,473百万円の内数）

<対策のポイント>

経済的に困窮している者、買物困難者への多様な食料の提供に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり、食品提供の質・量の充実等に向けたフードバンク・子ども食堂等の取組、ラストワンマイル配送に向けた物流体制の構築等を支援します。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加 等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食品アクセス総合対策事業

124（100）百万円

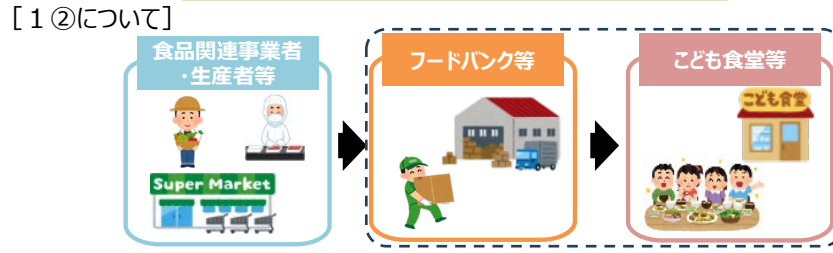
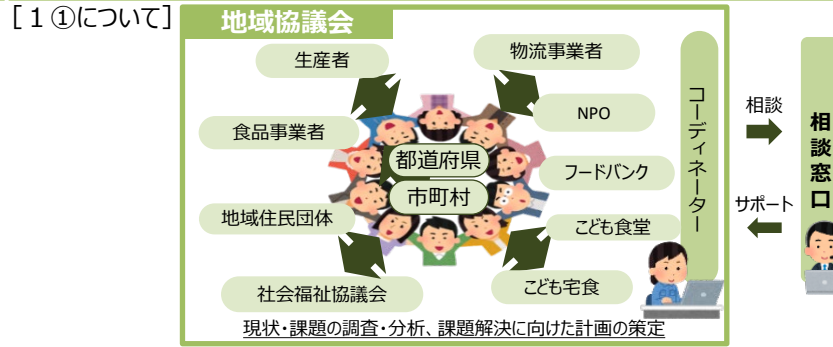
① 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援します。

あわせて、相談窓口の設置等により、地域における課題解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

② 食品アクセス担い手確保・機能強化

食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた専門家派遣等によるサポートを実施するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げや、食品提供の質・量の充実等の機能強化に係る取組を支援します。

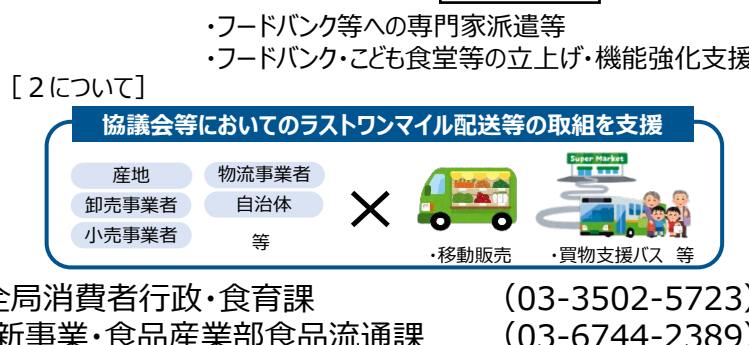
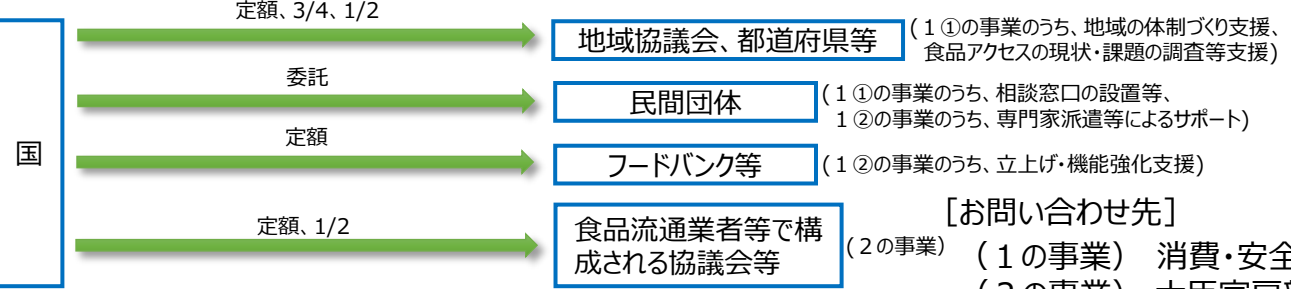


2. 持続可能な食品等流通対策事業

120（150）百万円の内数

食品流通事業者等の関係者が取り組む買物困難者の食品アクセスの確保につながる取組の実装のほか、ラストワンマイル配送等に必要な設備・機器等の導入を支援します。

<事業の流れ>



24 農林水産物・食品の輸出促進

【令和7年度予算概算決定額 12,355（10,167）百万円】
（令和6年度補正予算額 39,095百万円）

<対策のポイント>

農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上に資するよう海外の需要に応じた農林水産物・食品の輸出を促進するため、**海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を図る「供給力向上の取組」**と**現地系レストラン・スーパー等の新市場開拓を図る「需要拡大の取組」**を車の両輪で推進します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

供給力向上の取組 －生産・流通を輸出に対応したものに転換－	需要拡大の取組 －非日系市場等の開拓、優良品種の保護・活用、各国への規制撤廃等の働きかけ－
○ 国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援【1.0億円（R6補正 10億円）】 ○ 輸出に対応した生産・流通体系への転換等を通じた大規模輸出産地の形成、GFPを活用した産地・事業者の支援、輸出向けHACCP等の認定・認証取得に必要な施設や機器の整備等を支援【7.1億円（R6補正 69億円）】 ○ 改正基本法を踏まえた、食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携した、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援【48億円】 ○ 畜産物の輸出拡大に必要な施設の整備、食肉処理施設の再編等を支援【12億円（R6補正 123億円の内数）】 ○ 配合飼料原料の国産化、人工種苗生産施設の機能強化や養殖コストの低減対策等の取組を支援【3.0億円（R6補正 16億円の内数）】 （参考）令和6年度補正予算でのその他関連予算 ○ 国産農産物等の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援（R6補正 55億円） ○ 畜産農家等・食肉処理施設等・輸出事業者が連携した体制（コンソーシアム）にて実施する、商談やプロモーション、輸出先国の基準やニーズに対応するための取組等を支援（R6補正 15億円） ○ 加工食品に関する輸出先国の規制に対応するため、食品添加物の代替利用や賞味期限延長等を促す勉強会や包材等の切替・機器導入等の取組を支援（R6補正 1.3億円） 等	○ 認定品目団体やジェトロ・JFOODOが連携してオールジャパンで行う、現地系のスーパーやレストランなどの新市場の開拓、インバウンドによる食関連消費の拡大、食品産業の海外展開等を支援 戦略的輸出事業者による認定品目団体等と連携した日本産コメ・コメ加工品の海外需要開拓・プロモーションや商流確保のための環境整備の取組等を支援 海外展開に係る官民・企業間の情報共有・交流の推進を図るとともに、海外現地での物流・商流等の拠点づくりに向けた投資案件の形成を支援【24億円（R6補正 63億円）】 ○ 主要な輸出先国・地域において、現地で輸出事業者等を包括的に支援する輸出支援プラットフォームの活動の促進及び現地の食品関連規制等への対応の強化等を支援【2.1億円（R6補正 13億円）】 ○ 輸出先国の規制等に対応した農畜水産物のモニタリング検査や国際的認証の取得、残留農薬基準値設定の申請、HACCP等対応施設の認定等の取組を支援【13億円（R6補正 10億円の内数）】 ○ 我が国優良品種の保護・活用に向け、育成者権管理機関の早期立ち上げ、知的財産権の取得・侵害対策、人材育成、地理的表示の活用促進等を支援【5.3億円（R6補正 10億円の内数）】 ○ 日本産木材製品のプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の輸出に向けた課題解決の取組等を支援【0.2億円（R6補正 459億円の内数）】 等

24ー 1 農林水産物・食品の輸出促進のうち
サプライチェーン連結強化プロジェクト事業

【令和7年度予算概算決定額 100（－）百万円】
（令和6年度補正予算額 1,014百万円）

＜対策のポイント＞

新たな販路の開拓を通じ輸出の一層の拡大を図っていくため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. プロジェクト計画作成等支援

生産から現地販売まで一気通貫した新たなサプライチェーン（規制の厳しい新たな輸出先国・地域での商流や、参入が難しい現地系商流（非日系）など）を確立するため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアム※が行う、新たなサプライチェーンの構築に当たっての課題解決のための具体的方策を含めたプロジェクト計画づくり等を支援します。

※ フラッグシップ輸出産地を含むコンソーシアムには採択に際して優遇

2. サプライチェーンの課題解決実証支援

- 1.の計画の下、コンソーシアムが行う、
- ① 生産・出荷段階の課題（産地の供給力強化や国内の共同集出荷等）
 - ② 流通段階の課題（現地販売までの物流効率化等）
 - ③ 販売段階の課題（現地におけるプロモーションの実施等）
- の解決など新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6738-7897）

24ー2 農林水産物・食品の輸出促進のうち
グローバル産地づくり推進事業

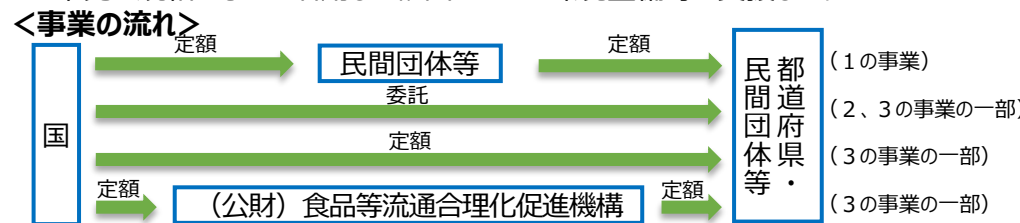
【令和7年度予算概算決定額 592（678）百万円】
（令和6年度補正予算額 6,933百万円）

<対策のポイント>
国内の生産基盤の強化や食料の安定供給体制の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた**大規模輸出産地の形成等**を支援するほか、GFPを活用した**伴走支援**、**輸出人材の育成・確保等**を支援します。また、**品目等の課題**に応じた**取組支援**を行います。

<事業目標>
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>
1. **大規模輸出産地モデル形成等支援**
輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者が一体となって輸出の推進体制を組織化する取組**を支援します。また、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するための**生産・流通体系への転換**に取り組む際の追加的なコストに対して**輸出が本格化するまでの間支援**するなど、**大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等**を複数年にわたり総合的に支援します。
※「フラッグシップ輸出産地」が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援。
2. **GFPを活用した伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援**
輸出産地等の裾野を広げるため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した産地・事業者への輸出診断や商流構築など**多様化する輸出事業者のレベルに応じた伴走支援等**を実施するとともに、多様な人材の輸出参画に向けて、人材育成機関等と連携した**輸出についての知見や輸出マインドを有する人材の育成**、関係省庁や民間団体と連携した**人材マッチングや情報発信等**を通じ、**輸出人材の確保等**を実施します。
3. **品目等の課題に応じた取組支援**
事業者の輸出リスクに対応するため、融資への信用保証に係る保証料を支援するとともに（株）日本政策金融公庫からの融資に係る金利負担を軽減します。また、日本発の水産エコラベルの普及やJAS等の国際標準化、加工食品に係る日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備等を支援します。

<事業イメージ>
【大規模輸出産地モデル形成等支援】
○地域の関係者が一体となった輸出推進体制の下で、以下の取組を支援
生産面や集荷・流通面の転換
（生産面の転換）
・輸出先国によって異なる検疫措置や残留農薬基準への対応
・大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入
・耕作放棄地の活用や地域内生産者との連携による輸出用生産の拡大 等
（集荷・流通面の転換）
・鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立
・混載を前提とした集荷・流通体系の構築 等
大規模輸出産地のモデル形成
【輸出産地等の裾野を広げるための伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援】
輸出診断、伴走支援 GFP交流イベント 人材育成等
（園場の視察） （GFP超会議の様子） （人材育成・情報発信）
【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2398）



24-3 農林水産物・食品の輸出促進のうち

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

【令和7年度予算概算決定額 123（152）百万円】
（令和6年度補正予算額 5,012百万円）

<対策のポイント>

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 施設等整備事業

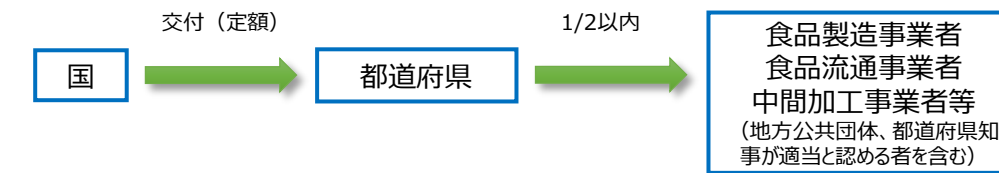
加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。

- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
- ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

2. 効果促進事業

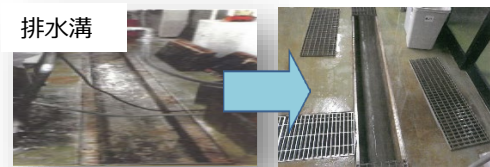
施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**（効果促進事業）を支援します。

<事業の流れ>



（関連事業）
食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業
1,242（2,415）百万円の内数
【令和6年度補正予算額】12,267百万円の内数

- ① 食肉処理施設の再編等に必要な施設整備、機械導入等を支援します。
- ② 輸出ニーズに対応するため、食肉処理施設における高度な加工処理設備や省力化設備の整備、加工機能の一部外部化等を支援します。



施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修



厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入



空気を經由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2375）
畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）

24-4 農林水産物・食品の輸出促進のうち
輸出環境整備推進事業

【令和7年度予算概算決定額 1,298（1,348）百万円】
（令和6年度補正予算額 975百万円）

<対策のポイント>
農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国で講じられる規制等の調査・分析、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、輸出先国が求める食品安全規制等に対する対応の強化など、輸出事業者が輸出に取り組むための環境整備を実施します。

<事業目標>
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 476（510）百万円
政府間交渉に必要な科学的データの収集・分析、輸出障壁解消のための諸外国の高度かつ複雑な規則に関する調査・分析や影響評価等を実施します。

2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上 162（162）百万円
証明書発行や施設の認定を行う都道府県、登録認定機関等における研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入等を支援します。

3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化 661（676）百万円
① 事業者による輸出先国の規制等へ取り組む対応として
ア 農畜水産物モニタリング検査
イ 国際的認証の取得、施設認定、輸出先国検査官の招へい、新たな規制等に対応するための検査、HACCPや規制への対応に係る研修等の開催等を支援します。
② 国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を行います。
③ HACCP認定施設の認定・監視等を行います。
④ 二枚貝等の生産海域指定や輸出の制限要因克服のためのデータを収集します。
⑤ 農林水産物・食品製造等施設の登録規制への対応を行います。

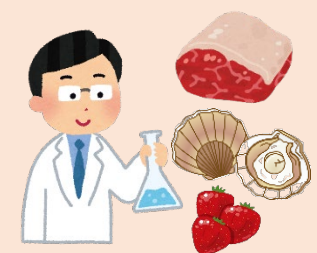
<事業イメージ>

【1. 協議の加速化】

科学的データの収集・分析や規則の調査

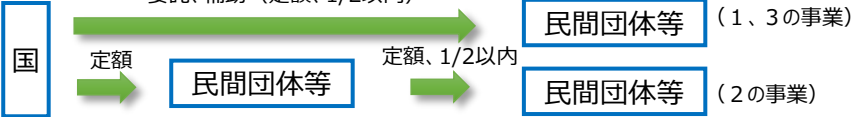
【2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上】

研修等による実務担当者の能力向上の支援
証明書発行業務の人員増強の支援

【3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化】

農畜水産物モニタリング検査等の支援

国際的認証や施設認定の取得等の支援

HACCP認定施設の認定・監視等

<事業の流れ>


```
graph LR
    A[国] -- "委託、補助（定額、1/2以内）" --> B[民間団体等]
    A -- "定額" --> C[民間団体等]
    C -- "定額、1/2以内" --> D[民間団体等]
```

民間団体等（1、3の事業）
民間団体等（2の事業）

<お問い合わせ先>
（1、2、3①③④⑤の事業） 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-2378）
（3②の事業） 消費・安全局食品安全政策課（03-3502-8731）

24ー 5 農林水産物・食品の輸出促進のうち

輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業

【令和7年度予算概算決定額 214（190）百万円】
（令和6年度補正予算額 1,308百万円）

<対策のポイント>

主要な輸出先国・地域において、輸出支援プラットフォームを設置・運営し、未開拓の現地商流へのアプローチに加え、都道府県等のプロモーションのオールジャパンでの展開に向けた立案や伴走支援等、現地発の取組を通じて国内の輸出事業者等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 輸出支援プラットフォーム推進事業

214（190）百万円

海外現地において農林水産物・食品に特化した輸出促進を強化するため、主要な輸出先国・地域において、在外公館やJETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員等を主メンバーとする輸出支援プラットフォームを設置・運営し、都道府県や品目団体等と連携しつつ、輸出事業者を包括的に支援します。

① 非日系をはじめとする未開拓の現地商流へのアプローチを強化

② 都道府県等様々な主体によるプロモーションについて、オールジャパンで効果的に展開するための立案や、商流に繋げるための伴走支援等を実施

③ 現地事業者との連携を強化し、販路開拓や日本食普及を推進

④ 輸出先国の規制、消費者の嗜好、ニーズなど現地発の有益な情報をカントリーレポートとして発信し、国内事業者への情報提供を実施

<事業の流れ>

国

委託

JETRO
日本台湾交流協会
日中経済協会

<事業イメージ>

主要な輸出先国・地域に
輸出支援プラットフォームを設置・運営

輸出支援プラットフォーム（輸出先国における支援）

JETRO海外事務所

在外公館

JFOODO海外代表

ローカルスタッフ

継続的・専門的に支援

現地支援

現地のネットワーク構築

PF協議会

・ 現地法人

・ 現地食品事業者

・ 現地レストラン 等

我が国への還元

・ 国内へのトレンド情報提供

・ 新規規制情報の政府間協議への反映

・ 現地での効果的PR実施のための立案

①継続性 ②専門性 ③関係者間の連携 ④地域の主体性の確保

【お問い合わせ先】 輸出・国際局 海外連携グループ（03-3502-8058）

24ー6 農林水産物・食品の輸出促進のうち
新市場開拓推進事業

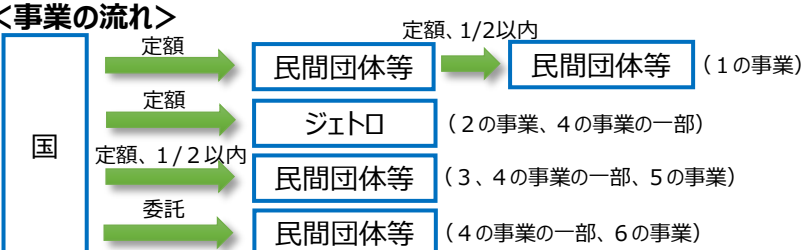
【令和7年度予算概算決定額 2,401（2,627）百万円】
（令和6年度補正予算額 6,349百万円）

＜対策のポイント＞
認定品目団体やジェトロ・JFOODOが連携して行う海外の新市場開拓、日本食・食文化の魅力発信、食品事業者の海外展開等を支援します。

＜事業目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年度まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

- 1. 品目団体輸出力強化支援事業 756（847）百万円
認定品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や新たな輸出先の開拓等、業界全体の輸出力強化に向けて行う取組を支援します。
- 2. 戦略的輸出拡大サポート事業 1,297（1,383）百万円
① ジェトロによる新規商流開拓・構築、輸出事業者への情報提供や伴走支援等の取組を支援します。
② JFOODOによる海外消費者向け戦略的プロモーション等の取組を支援します。
- 3. 輸出に取り組む優良事業者表彰事業 8（8）百万円
輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、優良な取組を広く紹介します。
- 4. 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業等 200（202）百万円
① 海外における日本食・食文化の普及を担う外国人料理人の育成や発信拠点となる日本産食材サポーター店の拡大等の取組を支援します。
② SAVOR JAPAN認定地域間の連携等の取組を支援します。
- 5. 海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査支援事業 10（－）百万円
海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーン構築に向け、農林水産物・食品に関連する事業者が行う投資可能性調査を支援します。
- 6. 食産業の戦略的海外展開支援事業 130（187）百万円
食産業の海外ビジネス展開を支援するため、公的支援措置や先行事例に係る官民・企業間の情報交換・交流の促進や各国市場の動向調査等を実施します。



＜事業イメージ＞

認定品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化

輸出物流の効率化に資する包材の統一

構造材輸出開始に向けたスギ・ヒノキ製材の性能の検証

日本食・食文化の普及

外国人料理人への日本料理研修

戦略的輸出拡大サポート（ジェトロ・JFOODO）

現地バイヤーとの商談会

現地小売店での日本産品のプロモーション

食産業の海外展開支援

グローバル・フードバリューチェーン官民協議会を通じた情報交換・交流

【お問い合わせ先】
（1、2、4①の事業） 輸出・国際局輸出企画課 (03-3502-3408)
（3の事業） 輸出支援課 (03-6744-2398)
（5、6の事業） 海外連携グループ (03-3502-8058)
（4②の事業） 新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-6744-2012)

25 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業

【令和7年度予算概算決定額 152（157）百万円】
（令和6年度補正予算額 321百万円）

＜対策のポイント＞

我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、**品種登録（育成者権の取得）**や国内外の侵害対策に係る経費を支援するとともに、在来種等の保存、**品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化等**を支援します。

＜事業目標＞

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 海外における育成者権の取得支援等 **97（120）百万円**

育成者権者や民間団体等による以下の取組を支援します。

① **海外出願**

② **育成者権侵害対策**

国内外の育成者権の侵害対策に向け、育成者権者が行う侵害疑義品の調査、権利行使に関する専門家への相談、防衛的許諾の活用等を支援します。

③ **種苗資源の保護**

種苗生産の維持が困難である在来種（伝統野菜等）や優良品種の種苗資源の保存及び特性や遺伝子情報の評価等、遺伝資源保存活動を支援します。

④ **品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化**

品種登録審査や侵害立証における、遺伝子情報等を活用した精度の高い品種識別技術の開発・高度化等の取組を支援します。

⑤ **流通品種データベースの運用**

登録品種から一般品種まで含めて、農業者等が流通名から容易に必要な情報を検索することができるデータベースの運用を支援します。

2. 育成者権保護のための環境整備 **55（37）百万円**

海外における品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジア地域における品種保護制度の整備等、育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。

＜事業の流れ＞

国

定額、2/3以内、1/2以内

委託

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム（1⑤の事業）

民間団体等（2の事業）

定額、2/3以内、1/2以内

定額、1/2以内

育成者権者（1①②の事業）

民間団体等（1③④の事業）

＜事業イメージ＞

1.① 海外出願支援申請

出願経費支援（定額、1/2）

1.② 国内外で権利侵害発生

侵害対応経費支援（2/3）

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム（事業実施主体）

育成者権者

我が国の優良品種の海外への流出・無断増殖を防止することにより、海外市場で海外産と競合しない環境を確保して、輸出促進に貢献

1.③

我が国の優良品種の海外への流出・無断増殖を防止することにより、海外市場で海外産と競合しない環境を確保して、輸出促進に貢献

・伝統野菜等の種苗資源の保存

・遺伝資源保存活動

1.④

育成者権侵害対策

育成者権者が行う以下の取組を支援

- **オンライン取引の巡回・監視**
- **侵害疑義品への対応**

・いちご、ぶどう、さつまいも等の侵害品が多い品目を中心に行う巡回・監視

・出品取下げ要請、出品者への警告、訴訟等への対応

DNA品種識別技術の開発・高度化

- ・品種開発に伴う判別品種の拡大
- ・DNA抽出可能部位の拡大
- ・識別可能品目の拡大

【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）

26 育成者権管理機関支援事業

【令和7年度予算概算決定額 197（197）百万円】

<対策のポイント>

植物新品種の保護・管理を徹底するとともに、海外から許諾料を得て新品種の開発投資を促進するため、育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

1. 海外ライセンス交渉加速化

海外ライセンス指針に則したライセンス契約の実現に向け、専門家の助言を受けて行う交渉加速化の取組等を支援します。

2. 海外育成者権管理事業

海外における育成者権の適切な管理と、国内農業振興や輸出戦略と整合する形で活用に向けた海外品種登録出願を支援します。

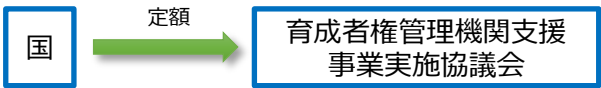
3. 国内外における侵害対応

無断栽培等の育成者権の侵害に対する証拠収集、警告、訴訟等の対応を支援します。

4. 国内育成者権管理事業

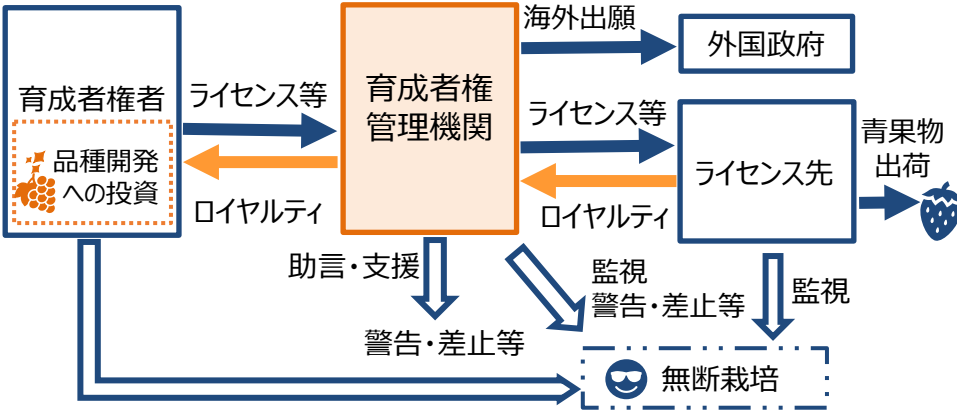
ライセンス契約の中心となる果樹苗木の管理を徹底するため、苗木の個体管理システムの導入実証や、厳格な苗木管理のためのリース方式の導入に向けた調査等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【育成者権管理機関の取組全体のイメージ】

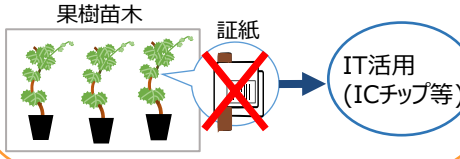


【育成者権管理機関による国内の育成者権管理のイメージ】

ライセンス契約のニーズが見込まれる一方、海外流出リスクの高い果樹の苗木について、個体管理モデルの導入を実証

個体情報も追加

許諾された苗木に添付する証紙に代わり、個体別にトレーサビリティ可能なIT技術（例えばICチップ）を導入し、苗木管理システムと連動実証



苗木管理システム

農地区画ごとに管理
・生産者名・生産者住所
・品種名・苗木本数 等



【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）

<対策のポイント>

農業現場における戦略的な知財の保護・活用を進めるため、農業知財専門人材とのマッチング、助言や伴走支援を行うための総合支援窓口の整備を推進します。また、農業現場の知財意識の向上、農業知財専門人材の育成のほか、種苗業者の知財管理能力の向上に向けた支援を行います。

<事業目標>

- 輸出事業計画の認定輸出事業者における知的財産の保護・活用の実施率80% [令和11年度まで]
- 相談対応件数1,000件 [令和11年度まで]

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. 農業知的財産保護・活用等支援事業 88（71）百万円 ① 農業知財総合支援窓口の整備 農業現場と農業知財専門人材とをマッチングし、農業知財保護・活用に向けた実践的な相談対応を行うための窓口の整備を推進します。有望な案件については、専門家による伴走支援を行います。 ② 知財人材の育成・確保 現場での農業知財の保護・活用が進むよう、 ア 農業現場に適したアドバイスができる専門人材の育成・確保 イ 農業・食品産業関係者全体の意識向上 を目的とする、研修セミナーの実施を支援します。 あわせて、種苗業者向け種苗管理プログラムの作成とその展開を推進します。 ③ 品種流出等の情報収集、侵害対策・発信 品種流出等の知財侵害状況、他国の知財制度等、権利取得や侵害対応に必要な調査を支援します。	農業知財総合支援窓口 [1.①] (登録) 農業知財専門相談員 (弁護士、弁理士等) 相談員とマッチング 相談者 ・相談対応 企画、生産、販売、輸出等各事業のフェーズごとの知財に関する個別の相談対応 ・伴走支援 プロジェクト単位でコンサルティング 農業知財専門人材を 相談員として登録 農業知財専門人材の育成 [1.②] 現場の知財意識・能力の向上 [1.②] ・種苗業者向け種苗管理プログラム ・農業・食品産業関係者全体の教育 調査結果利用 品種流出等の情報収集 [1.③、2] ・海外知財制度調査 ・国内外品種等侵害状況把握 ・国内外のGI名称等不適正使用、模倣品の監視 等
2. 地理的表示模倣品等対策委託事業 28（36）百万円 国内外におけるGI名称等の不適正使用や模倣品の監視を行います。	

<事業の流れ>

国

定額
委託

植物品種等海外流出
防止対策コンソーシアム
民間団体等

(1の事業)
(2の事業)

[お問い合わせ先] 輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6442)

28 地理的表示活用推進支援事業

【令和7年度予算概算決定額 62（64）百万円】

＜対策のポイント＞

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制の構築、加工品や輸出を指向する多様な製品の申請拡大、GI産品販路拡大等のための取組を支援します。

＜事業目標＞

地理的表示産品の国内登録数の拡大（200産品〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. GI申請・活用相談、有望産品の掘り起こし

GIの申請を支援する窓口（GIサポートデスク）を設置します。
また、加工品や輸出を指向する多様な産品をGI申請に結びつけるためのサポート、GI産品を使用した加工品等の表示方法等、GI産品の活用に関する相談、GI名称の先使用期限の満了に向けた対応を支援します。

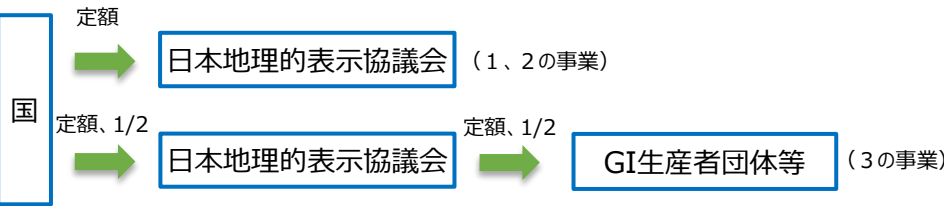
2. GI登録生産者団体支援

登録生産者団体が共同して行う、GI産品の販路拡大等のための取組を支援します。
また、他業種との連携等による販路拡大等に向けた研修会やシンポジウムの開催等を支援します。

3. 海外でのGI等申請・侵害対策支援

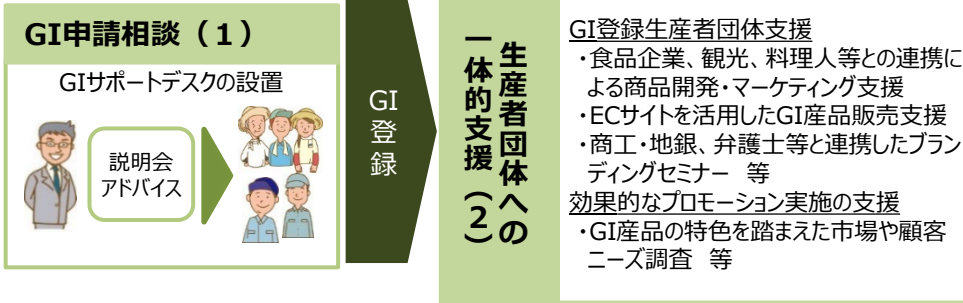
海外での知的財産権確立や地理的表示の不正使用等への対応を支援します。

＜事業の流れ＞

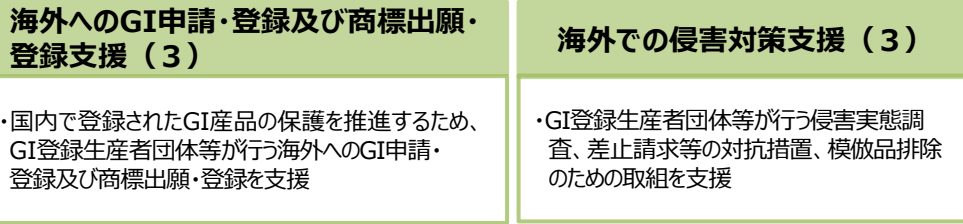


＜事業イメージ＞

申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等



海外へのGI等申請・登録支援、侵害対策支援



【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課（03-6744-2062）

29 国民理解の醸成

<対策のポイント>

食と環境を支える農林水産業・農山漁村に対する国民理解の醸成・行動変容を図るため、**新たな食料システムを支える優良事例の浸透や情報発信、地産地消の推進、農業体験の促進、食品安全に係るリスク低減や環境負荷低減の取組の「見える化」等**のほか、官民連携による食育活動の全国展開や地域での食育活動の推進、食文化の保護・継承のための普及活動等を推進します。

<政策目標>

- 食料自給率の向上
- 環境・人権等の社会的要求への配慮や食品の安全性向上の取組に対する消費者意識の向上 等

<事業の全体像>

1. 消費者等の理解醸成・行動変容推進		4. 事業者の食品安全に係るリスク低減の可視化	
消費者理解醸成・行動変容推進事業 48 (53) 百万円 食と環境を支える農林水産業・農山漁村に対する国民理解の醸成を図るため、 新たな食料システムを支える優良な取組事例の表彰 やSNS等を活用した情報発信を するとともに、シンポジウム等を開催します。		有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業 (食品の安全性向上に係る見える化推進事業) 195 (165) 百万円の内数 事業者等における最新の科学的知見に基づく食品の安全性をより向上させる取 組や消費者への効果的な情報の伝え方等について情報収集・分析し、効果的な 情報発信ツールを作成します。	
2. 農山漁村の魅力発信		5. 環境負荷低減の取組の「見える化」や J-クレジットを通じた行動変容促進・理解醸成	
農山漁村振興交付金 7,389 (8,389) 百万円の内数 学校等の施設給食における地産地消の推進、農業遺産地域の魅力発信、子ども 農山漁村体験や都市農地を活用した農業体験の促進等を行います。		みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち 食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進 612 (650) 百万円の内数	
3. 食育の推進と食文化の保護・継承		① 「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷低減の取組のさらなる理解・活 用促進 「みどりの食料システム戦略」の具体的な取組の認知拡大等を図るため、官民 連携による戦略的な情報発信や環境に配慮して生産された農産物の購入を促す 取組を通じた消費者の行動変容を推進します。	
① 食育の推進 ア 食育活動の全国展開事業 74 (65) 百万円 官民連携による食育の全国展開を図るため、 全国食育推進ネットワークの改組・ 拡充、食育推進全国大会の開催や食育活動の優良事例の表彰等 を行います。 イ 地域での食育の推進 1,896 (1,720) 百万円の内数 生産者と消費者との交流や学校給食における地場産物活用の促進など、地域の 関係者等が連携して取り組む食育活動を推進します。		② 環境負荷低減の取組の「見える化」の充実 「見える化」の拡大のため、畜産物や花き等を対象とした評価手法の検討等を実 施します。また、加工食品について、食品関連事業者等の自主的なカーボンフット プリントのルール策定の支援や算定に係る実証を実施します。	
② 食文化の保護・継承 持続可能な地域の食文化の継承支援事業 6 (―) 百万円 伝統食のデータベース化を進めるとともに、 和食文化を次世代に継承する人材育 成 を推進します。		③ 農業分野のJ-クレジット創出の推進 J-クレジット創出拡大のため、農業者等が取り組む プロジェクトの形成やクレ ジットの認証等を支援 します。	
お問い合わせ先]			
1の事業) 大臣房政策課食料安全保障室 (03-6744-2395)		4の事業) 消費・安全局食品安全政策課 (03-6744-2135)	
2の事業) 農村振興局農村計画課 (03-6744-2493)		5の事業) 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室 (03-6744-2016)	
3①の事業) 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6744-1971)			
3②の事業) 新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-3502-5516)			

＜対策のポイント＞

官民連携による食育の全国展開を図るため、**全国食育推進ネットワークの改組・拡充、食育推進全国大会の開催や食育活動の優良事例の表彰等**を実施するとともに、地域での食育活動を推進するため、**生産者と消費者との交流や学校給食における地場産物の活用**の促進のほか、**消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に向けた技術実装などの取組**を支援します。また、食文化の保護・継承を図るため、持続的な地域の**食文化の継承**に向けた**体制づくり**や、地域の**食文化の継承環境の整備**を推進します。

＜事業目標＞

第4次食育推進基本計画の目標の達成〔令和7年度まで〕

＜事業の内容＞

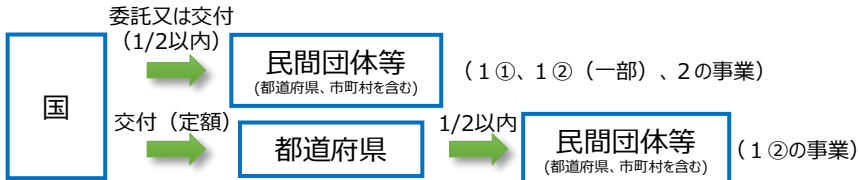
1. 食育の推進

- ① **食育活動の全国展開事業** **74（65）百万円**
官民連携による食育の全国展開を図るため、**全国食育推進ネットワークの改組・拡充のほか、食育推進全国大会の開催や食育活動の優良事例の表彰等**を行います。**次期食育推進基本計画の作成・実施に向けた調査・普及啓発**を通じて、更なる食育の推進に取り組めます。
- ② **地域での食育の推進** **1,896（1,720）百万円の内数**
第4次食育推進基本計画の目標達成に向けて、**農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流や学校給食における地場産物の活用**の促進のほか、**消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に向けた技術実装**など、**地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進**します。

2. 食文化の保護・継承

持続可能な地域の継承支援事業 **6（－）百万円**
多様な地域の食文化を持続可能な形で次世代に継承していくため、**伝統食のデータベース化を進めるとともに、和食文化を次世代に継承する人材育成**を推進します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

食育の推進

食育推進全国大会や表彰等

生産者と消費者との交流会

学校給食における地場産物活用

食文化の保護・継承

伝統食のデータベース化

農林水産省Webサイト「とっぽん伝統食図鑑」

和食文化を次世代に継承する人材の育成

和食文化継承リーダー

基礎研修 → 実践研修 → 実地研修 → 認定証の発行

食育の推進、食文化の保護・継承

【お問い合わせ先】

(1の事業) 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6744-1971)
(2の事業) 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-3502-5516)

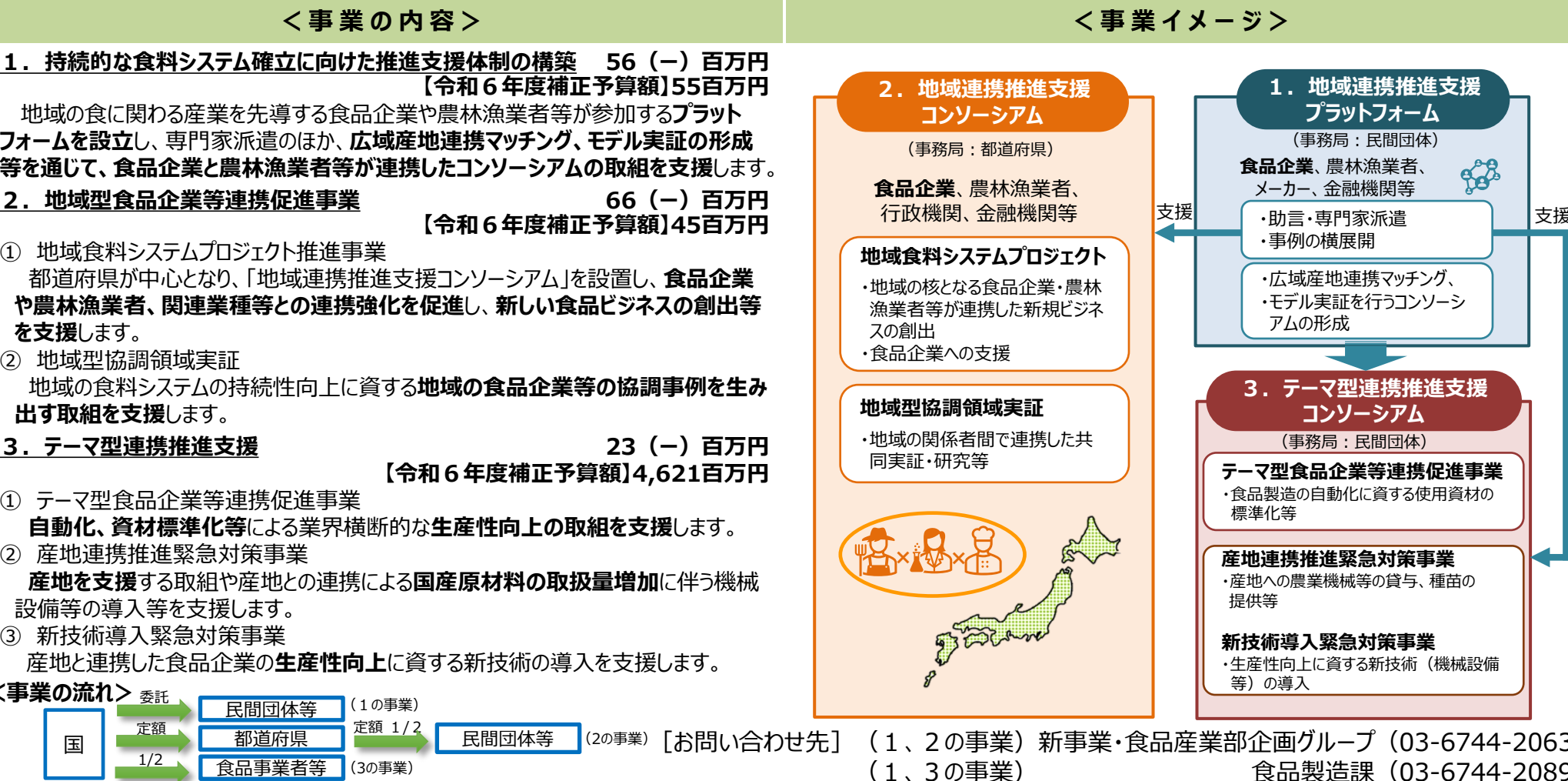
<対策のポイント>

持続的な食料システムの確立に向けて、「地域連携推進支援プラットフォーム」を創設し、地域の食に関わる産業を先導する食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等を支援します。また、食品企業による産地連携や製造現場の自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。

<事業目標>

○ 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件〔令和11年度まで〕）

○ 食品企業と産地が連携したモデル的取組の創出数（9件〔令和9年度まで〕）



33 食品ロス削減・プラスチック資源循環対策

【令和7年度予算概算決定額 65（76）百万円】
（令和6年度補正予算額 290百万円）

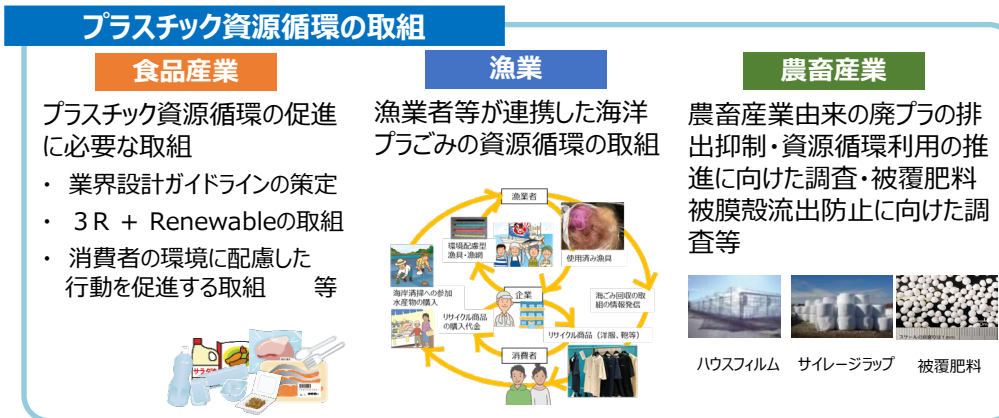
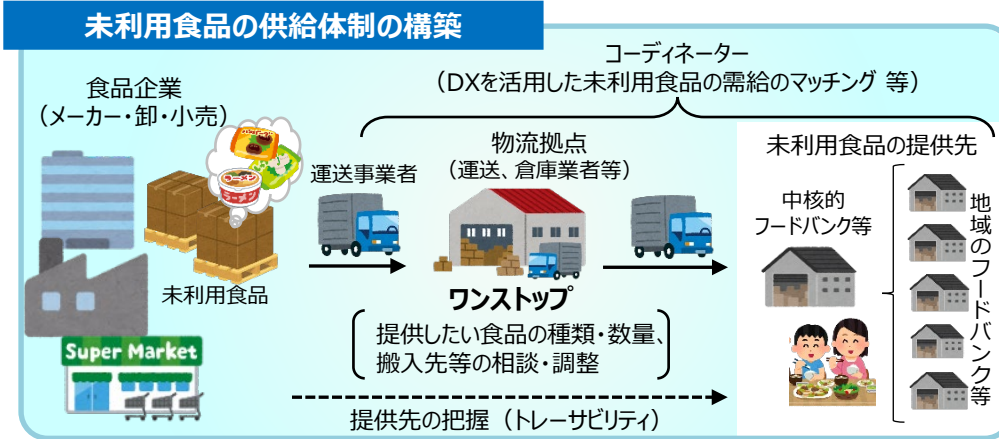
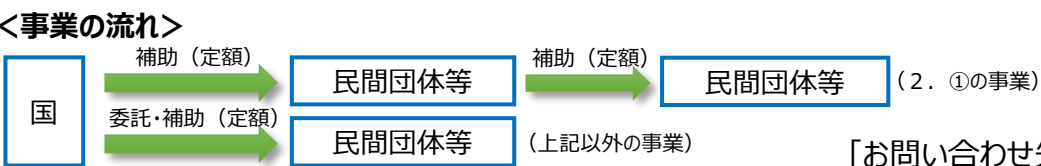
- ＜対策のポイント＞
食品企業における未利用食品の供給体制の構築や商慣習の見直し、取組開示の推進等を通じた食品ロスの削減、農林水産業・食品産業でのプラスチック資源循環の取組を支援します。
- ＜事業目標＞
- 2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔2030年度まで〕）
 - 海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロまで削減〔2040年まで〕

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

- 1. 食品ロス削減総合対策事業** 43（52）百万円
- ① 食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組について、業界全体で横展開を図る活動を支援します。
- ② 企業における食品廃棄物の発生抑制等の取組内容を公表する仕組みの構築に向けた調査を実施するとともに、食品ロス実態把握等のため食品関連事業者のデータベースの整備を実施します。
- 2. 食品ロス削減緊急対策事業** 【令和6年度補正予算額】290百万円
- ① 食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネートし、食品企業が物流事業者等と連携して食品の提供をワンストップで行うことが可能となる体制の検討・実証を支援します。
- ② 食品業界におけるDXの推進をはじめ、新たな技術・仕組みの導入による食品ロス削減の実証を支援します。

- 3. 農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業** 22（25）百万円
- 食品産業における業界設計ガイドライン策定及び3R+Renewableの取組等や、消費者の環境に配慮した行動を促進する取組、漁業者等が連携した海洋プラスチックごみの資源循環の取組、農畜産業における廃プラスチックの排出抑制と循環利用の推進に向けた先進的事例調査、プラスチックを使用した被覆肥料に関する調査等の取組を支援します。



＜対策のポイント＞
令和7年3月までに地域計画が策定されることにより明らかとなった地域の課題を解決するため、**現場の状況に応じた施設整備や人材育成に係る事業を総合的に実施し、地域計画の実現を強力に後押しします。**

＜事業の全体像＞

1.将来像が明確化された地域計画の実現に向けた支援	2.課題が見える化された地域計画の解決に向けた支援
10年後の担い手が明確化されており、担い手に農地を集積・集約化することへの合意が地域で概ね得られている地域計画 優先枠等の設定 ① 農地利用効率化等支援交付金のうち地域農業構造転換支援タイプ ② 集落営農連携促進等事業（優先枠） ③ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠） （令和6年度補正予算） ・ 担い手確保・経営強化支援事業のうち地域農業構造転換支援対策 ポイント加算 ・ 強い農業づくり総合支援交付金 ・ 新基本計画実装・農業構造転換支援事業 ・ 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策のうち産地構造転換パイロット事業 ・ 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち国産野菜周年安定供給強化事業 ・ グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業 ・ 飼料備蓄・増産流通合理化事業 （令和6年度補正予算） ・ 新基本計画実装・農業構造転換支援事業 ・ 雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業 ・ グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうちGFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト	地域の農地が有効利用されるよう、将来の受け手不在の農地を解消し、<u>少しでも将来像を明らかにしていく必要がある地域計画</u> ※左の「将来像が明確化された地域計画」の区域でも活用可 【人：新規就農や第三者継承等への支援】 ① 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金、経営開始資金、経営発展支援事業 ② 雇用就農資金 ③ 農業経営・就農支援体制整備事業のうち経営発展・就農促進委託事業 ④ 集落営農連携促進等事業 （令和6年度補正予算） ・ 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち就農準備・経営開始支援事業、世代交代・初期投資促進事業 ・ 雇用就農緊急対策のうち雇用就農緊急支援資金 【農地：農地バンク等による遊休農地解消・担い手への貸付の支援】 ⑤ 農地中間管理機構事業のうち遊休農地解消対策事業 ⑥ 所有者不明農地対策事業 ⑦ 新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 （令和6年度補正予算） ・ 機構集積協力金交付緊急対策事業 【人手・機械等のリソース不足を補うためのサービス事業体の活用への支援】 ・ スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 （令和6年度補正予算） ・ スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業 【その他】 ・ 農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策 （令和6年度補正予算） ・ 農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策

35 農地利用効率化等支援交付金

【令和7年度予算概算決定額 1,986（1,086）百万円】
（令和6年度補正予算額 2,707百万円）

＜対策のポイント＞

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援するとともに、農地引受力の向上等に取り組む場合の支援を充実します。

＜事業目標＞

地域計画が策定された地域における担い手を利用する農地面積の割合の増加

＜事業の内容＞

1. 地域農業構造転換支援タイプ

将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため、地域の中核となる担い手に対し、農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援します。

【補助率：購入 3/10、リース 定額（上限1,500万円）】

※ リースは導入する農業用機械の取得相当額の3/7を定額で支援

2. 融資主体支援タイプ

地域計画の目標地図に位置付けられた者が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援します。

また、スマート農業、集約型農業経営、農業生産のグリーン化の取組について、優先枠を設けて支援します。

【補助率：3/10（上限300万円等）】

3. 担い手確保・経営強化支援事業 【令和6年度補正予算額】2,707百万円

担い手の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援します。

＜事業イメージ＞

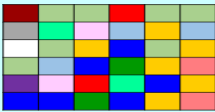
令和6年度末までに地域計画が策定され、地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化

○ 将来像が明確化された地域計画が策定された地域において、地域農業構造転換支援タイプにより、担い手の農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入を支援し、地域計画を早期に実現

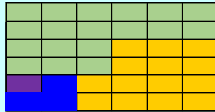
○ 地域農業構造転換支援タイプにおいては、

- ・ 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域において、
- ・ 地域の農地の引受けや農作業受託の中核となる担い手の農業用機械・施設の導入を支援。
- ・ また、中長期的に更なる規模拡大等を計画する場合は、農業用機械のリース導入も可能。

現状

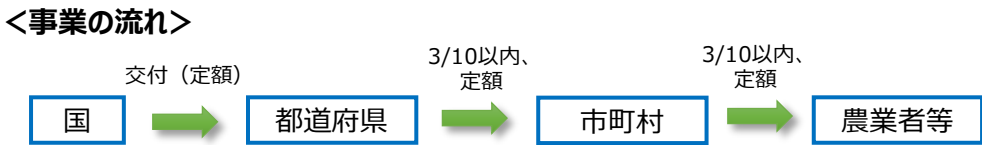


目標地図



地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現

地域農業の維持・発展



（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）
【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

＜対策のポイント＞

地域計画に位置付けられている集落営農の**連携・合併**による、広域展開での**効率的な生産・販売体制の確立**等に向けた取組を支援します。

＜事業目標＞

地域計画が策定された地域における担い手が利用する農地面積の割合の増加

＜事業の内容＞

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。
（支援期間：最長3年、優先枠（将来像が明確化された地域計画の策定地域等）、補助上限額10百万円）

① ビジョンづくりへの支援

連携・合併による集落営農の**目指す農業の姿や具体的な戦略**の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援します。 【定額】

② 具体的な取組の実行への支援

- ア 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、**高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費** 【定額】
- イ 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を**雇用する経費**（賃金等） 【定額（100万円上限/年）、最長3年間】
- ウ 信用力向上等に向けた**組織の法人化に必要な経費** 【定額（25万円）】
- エ 効率的な生産のための**共同利用機械等の導入経費** 【1/2以内】

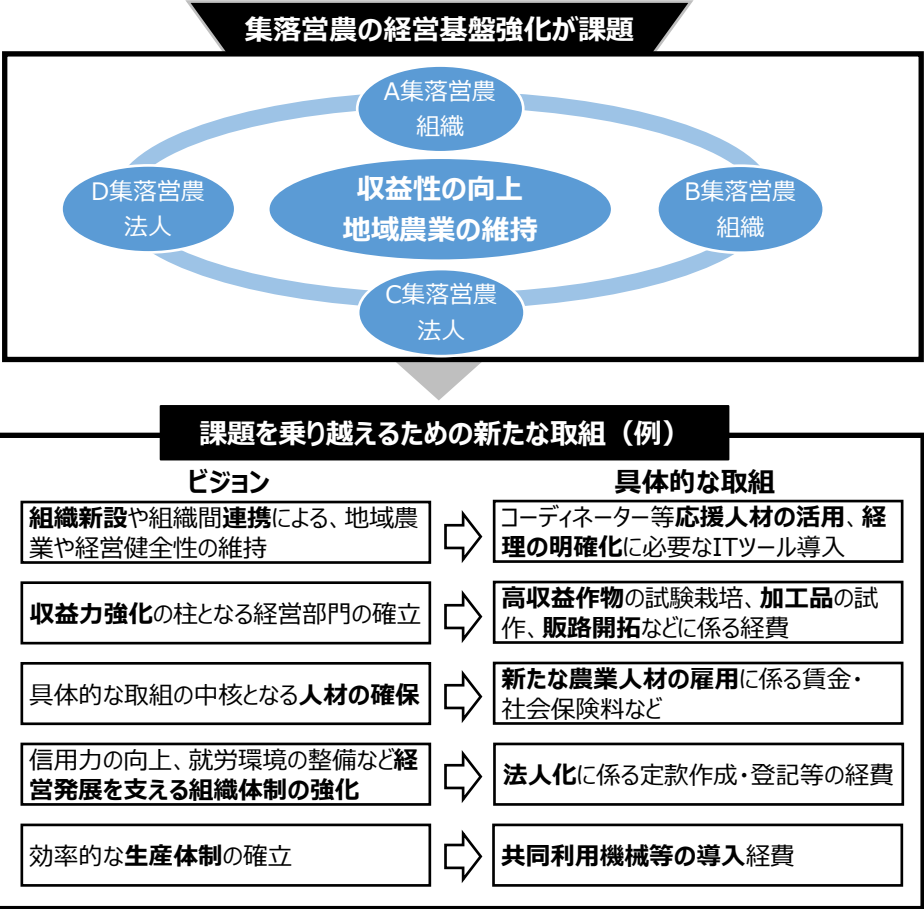
③ 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。 【定額】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



37 農業経営・就農支援体制整備推進事業

【令和7年度予算概算決定額 600（534）百万円】

<対策のポイント>

都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取組を支援します。

<事業目標>

支援実施から5年後における農業者の経営戦略目標を達成した経営体数の増加（支援経営体数の8割）

<事業の内容>

1. 農業経営・就農サポート推進事業

425（414）百万円

都道府県が就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農等の相談対応、就農候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。
2. 経営発展・就農促進委託事業

145（90）百万円

農業者の経営管理能力の向上に資する、農業経営人材を育成する研修プログラム、農業経営の法人化支援システム、円滑な第三者継承に必要なガイドラインの研究・開発等を行います。
3. 優良経営体表彰等事業

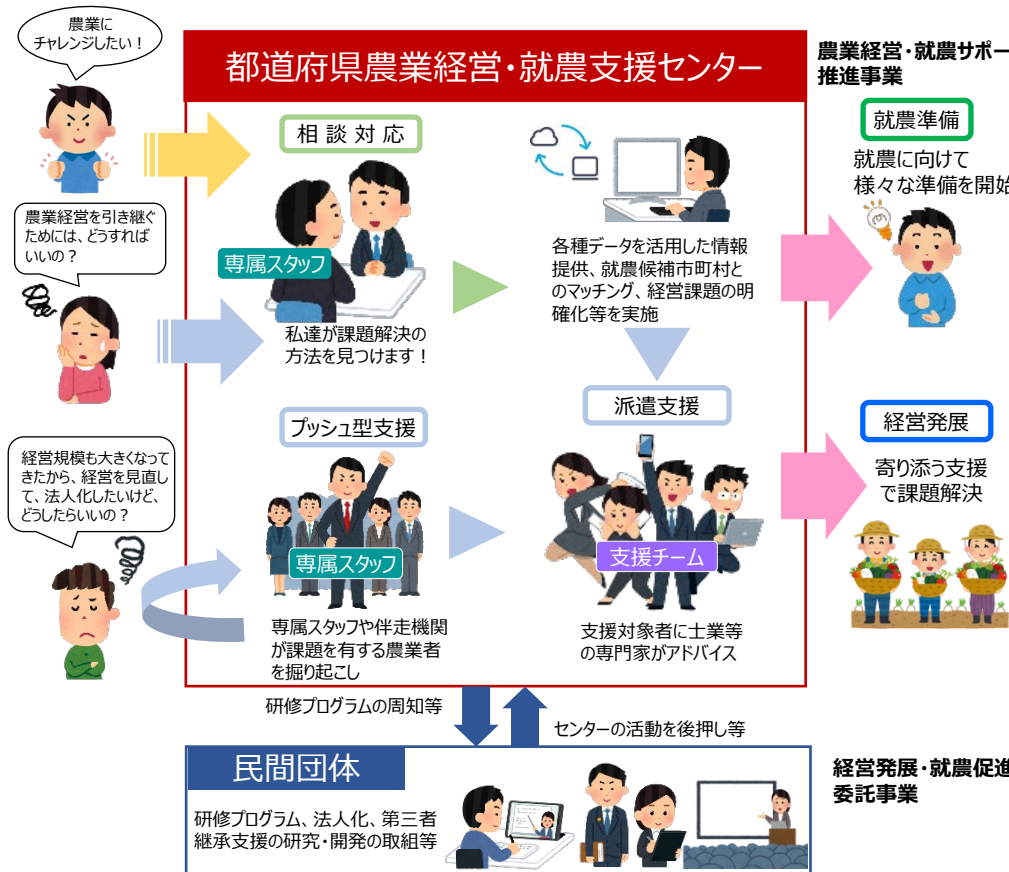
30（30）百万円

全国の優れた農業経営体の表彰及び「全国農業担い手サミット」の開催を支援します。

<事業の流れ>



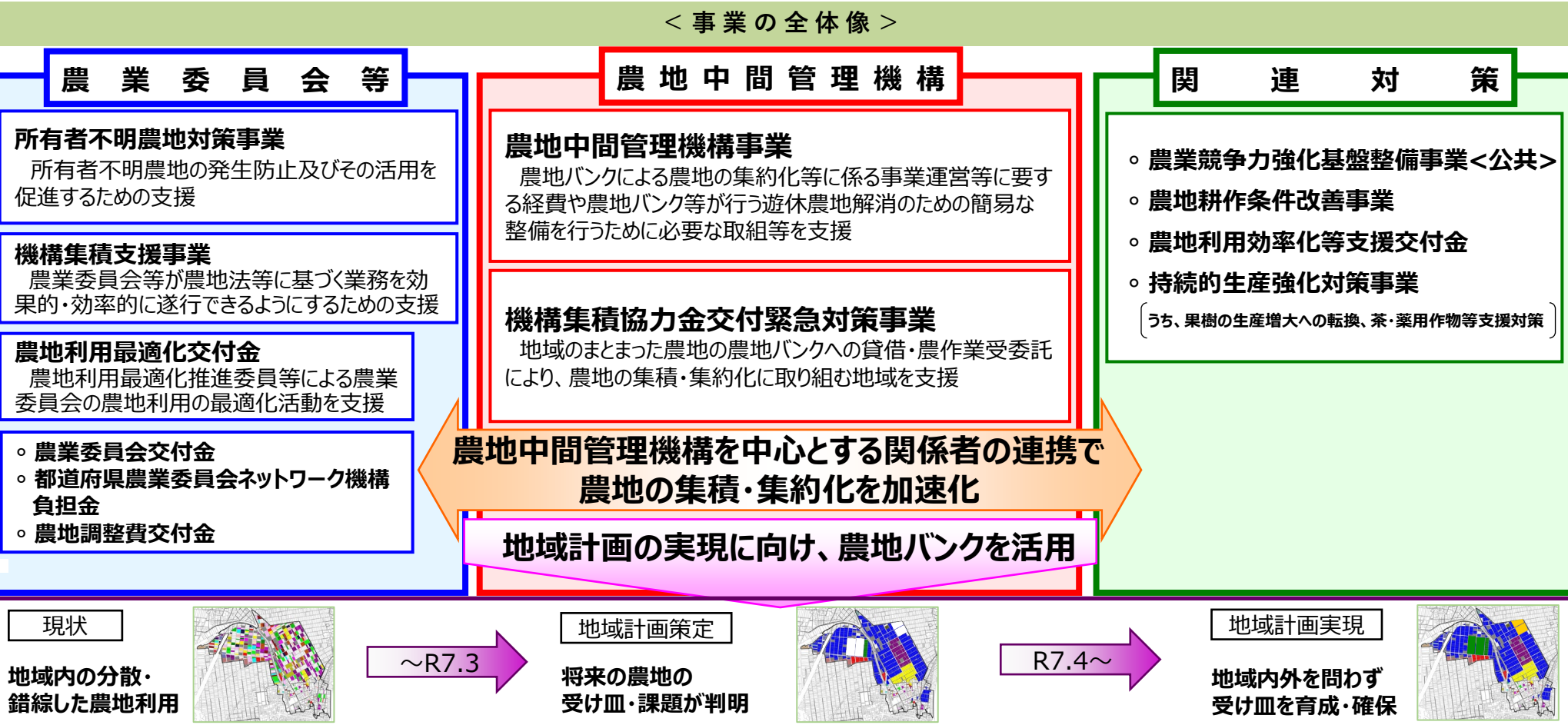
<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課（03-3502-6441）

<対策のポイント>
地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等の加速化、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動を支援します。

<政策目標>
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）



<対策のポイント>

地域計画の策定により、地域の農地利用の将来像の実現に向けた取組が加速する機を捉え、農地中間管理機構（農地バンク）による貸借及び農作業受委託を進めることで、**農地バンクを活用した農地の集約化の取組**を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. 農地中間管理機構事業

4,276（4,013）百万円

農地バンクの事業（農地賃料、保全管理費等）及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員等による事業推進に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う遊休農地の解消の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する**利子助成**を行います。

2. 機構集積協力金交付緊急対策事業

【令和6年度補正予算額】8,000百万円

地域のまとまった農地（地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含む。）の**農地バンクへの貸借・農作業受委託**により、**農地の集積・集約化に取り組む地域**に対し、**協力金を交付**します。

<事業の流れ>

国

補助（定額等）

都道府県

補助（定額等）

農地バンク等

（1の事業の一部）

補助（定額）

市町村

地域

（2の事業）

民間団体、全国農地保有合理化協会

（1の事業の一部）

<事業イメージ>

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）

地域計画に基づく農地の集積・集約化

現状

目標地図

- 市町村が、10年後の目指すべき農地利用の姿を地域計画として明確化
- 農地バンクの農地相談員による地域外の受け手候補の掘り起こし等を実施
- 農地バンクが、地域計画の実現に向けて、農用地利用集積等促進計画を定め、地域計画に位置付けられた者に農地の集約化等を実施

<中間保有の強化>

出っ手

借受け

遊休農地解消

研修事業

農地バンク等

集約等して貸付け

受け手

<農地集積・集約化の加速>

- 地域計画に基づき、
 - ① 農地バンクへまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援【2.8万円～3.4万円/10a】（地域集積協力金）
 - ② 農地バンクからの転貸・農作業受託を通じた集約化の取組を支援【1.0万円～3.0万円/10a】（集約化奨励金）
- ※ 受け手が位置付けられていない農地の場合、交付単価は0.5万円～1.5万円/10a

【お問い合わせ先】 経営局農地政策課（03-3591-1389）

<対策のポイント>

地域が目指すべき農地の将来像である地域計画の実現に向けた、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動等の取組に必要な経費を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. 農業委員会交付金

4,718（4,718）百万円

農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。

2. 機構集積支援事業

2,749（2,748）百万円

遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査や所有者不明農地に係る公示制度に必要な取組等、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援します。

3. 農地利用最適化交付金

4,051（4,560）百万円

農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要する経費を支援します。

4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金

523（523）百万円

都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。

5. 農地調整費交付金

47（47）百万円

農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

6. 所有者不明農地対策事業

99（-）百万円

所有者不明農地の解消に向けた農業委員会の取組を牽引する取組を支援します。

<事業イメージ>

農業委員会

○ 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可 等）

○ 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消 等）

【T農業委員会の活動事例】

・農業委員会が、管内の全ての農地所有者を対象に今後の経営意向や後継者の有無、農地一筆ごとの状況及び今後の利用意向等について意向調査を実施。

・調査結果を地図化の上、地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。（担い手への集積率：65.0%（令和5年度））

※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート



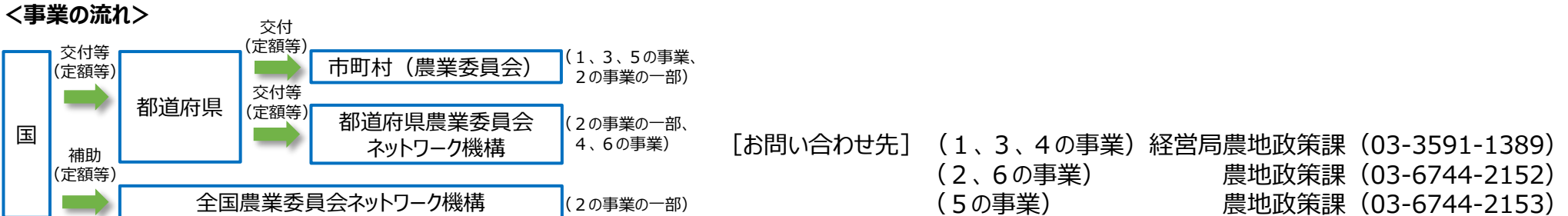
農業委員会による地域計画の実現に向けた取組の推進

【農地利用最適化交付金】

・ 農業委員会が行う農地利用の最適化活動（農地の集積・集約化、遊休農地の解消等）に係る活動量や成果に応じて交付（委員報酬に限らず農業委員会の最適化業務に対して交付することも可能）

【機構集積支援事業】

・ 農業委員会が行う農地の利用調整、各種調査、農地台帳の整備等の活動を支援



39 新規就農者育成総合対策

【令和7年度予算概算決定額 10,748 (9,638) 百万円】
（令和6年度補正予算額 5,416百万円）

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、地域における農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備等**の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、就農相談会の開催等**の取組を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. 経営発展への支援 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。 2. 資金面の支援 ① 新たに経営を開始する者に対して、資金を交付します。 ② 研修期間中の研修生に対して、資金を交付します。 3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援 ① 地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動及び研修農場の整備を支援します。 ② 農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化を支援します。 ③ 就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援します。 （令和6年度補正予算）新規就農者確保緊急円滑化対策 親元就農者を含む新規就農者の経営継承・発展の取組を支援するとともに、就農前後の資金面、教育環境の整備等を支援します。 <事業の流れ>	1. 経営発展への支援 経営発展支援事業※1 （機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象） 対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下） 支援額：補助対象事業費上限1,000万円（2①の交付対象者は上限500万円） 補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4） 特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定 〔機械・施設等の修繕・移設・撤去（補助率 国：1/3、都道府県又は市町村：1/3（任意））を支援〕 2. 資金面の支援 ① 経営開始資金※3 対象者：認定新規就農者※4（就農時49歳以下） 支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5 ×最長3年間 補助率：国10/10 ② 就農準備資金※3 対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下) 支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5 ×最長2年間 補助率：国10/10 3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援 ① 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 ・新規就農者の誘致体制の整備 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践 就農前後の方々に対するトータルサポート活動 ・研修農場の整備 実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備 ② 農業教育高度化事業 農業大学校・農業高校等における ・農業機械・設備等の導入 ・国際的な人材育成に向けた海外研修 ・スマート農業、環境と調和のとれた農業等のカリキュラム強化 ・現場実習や出前授業の実施 ・先進的な教育・研修モデルの創出 等 ③ 農業人材確保推進事業 就農相談会の開催 等

※1 取組計画に応じた事業採択方式で実施
※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象
※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象
※4 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負う者が対象
※5 支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

40 雇用就農の総合的な推進

【令和7年度予算概算決定額 3,038（2,542）百万円】
（令和6年度補正予算額 1,275百万円の内数）

<対策のポイント>

農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、雇用就農の拡大に向けた労働環境の整備、他産地・他産業との連携等による労働力確保、農業法人等による就農希望者の新規雇用等を総合的に推進します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

1. 就農希望者の新規雇用等への支援 ----- 資金 3,038百万円

【令和6年度補正予算額】1,275百万円の内数

農業法人等が行う以下の取組に対して、資金を交付します。

① 49歳以下の就農希望者を新たに雇用し、研修を実施
（年間最大60万円※、最長4年間）
※ 1経営体当たりの新規採択人数は5人まで、かつ3人目以降は年間最大20万円

② 新法人の設立を目指す49歳以下の就農希望者を一定期間雇用し、研修を実施
（年間最大120万円、最長4年間（3年目以降は年間最大60万円））

③ 55歳未満の職員を次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人等へ派遣して研修を実施（月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間）
また、正規雇用に向けて行われるトライアル雇用就農のマッチング及びフォローアップ等を支援します。

2. 雇用体制強化への支援 ----- 資金 1,275百万円の内数

① 就労条件改善タイプ ----- 就労条件

地域協議会等が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する、就業規則の策定や作業工程の見直し等の就労条件改善のための取組を支援します。（補助率：定額）

② 産地間連携等推進タイプ ----- 産地連携

繁閑期の異なる他産地・他産業との連携等により産地の労働力確保を推進する取組を支援します。（補助率：定額）

<事業の流れ>

国

定額

全国農業委員会ネットワーク機構

定額

農業法人等

（1の事業）

定額

民間団体等

定額

協議会等

（2の事業）

<事業イメージ>

労働環境の整備

就労条件

- 就業規則（休日、賃金等）作成
- 経営者向け研修の実施
- 従業員のための研修計画、作業マニュアル等の作成
- 労務管理のためのシステム導入

資金 ※活用時の要件

- 休憩・休日・有給休暇の確保
- 労災保険・雇用保険加入等

人材の呼び込み

産地連携

- 他産地・他産業等との連携体制構築
- 1日単位で働ける労働力募集アプリ等の活用

就労条件

- 求人広告の掲載や就職説明会への出展

安定的に労働力を確保し、農業を持続的に発展

農業界への人材定着

就労条件

- 人事評価制度の作成及び昇給制度の導入

資金

- 必要なスキル習得のための研修
- 雇用後のフォローアップ

雇用の実施

- 正規雇用に向けたトライアル雇用就農の推進
- 49歳以下の新規就農者の正規雇用

就職希望

トライアル雇用で農業にチャレンジ

本格的に就農

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-6744-2160）